事例1 Aさん(20代男性)



Q1.学生時代の A さんやその家族にどのようなかかわりができるか。

≪幼少期~小中学校時≫

- ① 保護者またはAさんの困り感を受けて、親子関係調整を図ることができるかもしれない。【こどもセンター】
- ② 保護者あるいは A さんから、対人コミュニケーションや行動上の困りごとについて、発達の課題として 相談依頼があれば、継続面談と関係機関との調整を行う。進路選択、進路継続のための相談や受診 調整なども、本人の希望があれば支援する。【明石市発達支援センター】
- ③ 障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)の案内が可能。児童発達支援とは、未就学の障害のあるこどもに対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスで、小さいころから引っ込み思案で一人遊びが好きだった A さんへは、集団への適応等をサポートすることができる。

就学してから高等学校等を卒業するまでの間は、放課後等デイサービスが利用可能。障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスであり、小中学校時代不登校で、家庭内の不安定さがある A さんに対し、家庭や学校以外の場所で継続してサポートすることが可能と推測される。

また、学校にいる時間の不適応に関しては、保育所等訪問支援を利用することができる。障害をもつこどもが、保育所(学校)等の場所で集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、事業所が訪問支援を実施することにより、安定した学校生活を送ることを目的としたサービス。

ただし、以上の事業は、障害のあるこどもということが利用要件である。明石市の取り扱いとして、障害の認定には手帳(療育・精神・身体)、特別支援学級や特別支援学校の在籍が確認できること、医師による診断書・意見書のいずれかが必要である。今回のように手帳を所持していない・普通学級に在籍していると思われる場合には、医療機関の診断書や意見書が発行できると利用可能。【障害福祉課】

- ④ 高齢者支援を担当部署として、A さんの学生時代に祖父母に対して何らかの支援が必要だった場合、 その支援を通じて、A さんの家庭環境や支援課題を把握し、関係機関へ必要に応じて連携することが できると考える。【高齢者総合支援室高年福祉係】
- ⑤ 小中学校時の担任教諭を窓口とした各種支援。【児童生徒支援課】
 - ·不登校支援
 - ·SC、SSW、専門相談員、教育相談員等への教育相談
 - ・発達に係る支援(特別支援等 ※担当課:学校教育課)
- ⑥ (あかしフリースペース☆トロッコへ通所申し込みを行っていただき、登録することができたことを前提にして、)あかしフリースペース☆トロッコにおいて、A さんに対しては、身近にある自然体験や道具を使った作業になじむなどの体験を通じた学び、様々な年齢の子どもたちが一緒に活動して交流を図る異年齢交流、子どもたちが「ありのままの自分を出せる」環境を提供することができる。また、ご家族に対しては、不登校の子どもの保護者が集い、お互いに悩みを共有できる親の会"保護者 Cafe"を実施しており、それにご参加いただくことで心理的な負担軽減を図っていただく。【こども財団】

- ⑦ 生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援(お困りごとの全般的な相談)。【生活福祉課】
- ⑧ 上記制度の支援メニューの一つである学習生活支援事業(困窮世帯の中学生を対象)の利用提案。 【生活福祉課】
- ⑨ 明石市も相談窓口がかなりあるため、まずAさんが行きやすい居場所的なところで、じっくり時間をかけて A さんの気持ちをくんでいく。【民生児童委員協議会】
- ⑩ 勉強する場所の提供:家から出て、安心できる場所での習慣的な学習を身につけてもらう。【NPO 法 人兵庫 SPO 支援センター】
- ① 大学生等の学生ボランティアからの学習支援:身近な安心できる年上世代からのアドバイスにより、自分なりのキャリア形成を考えることもできる。ご家族へは対面でのヒアリングをさせていただき、家族だけで抱え込まないようにする。【NPO 法人兵庫 SPO 支援センター】
- ② A さんの思いを聴き取ったうえで、ご本人の同意を得て、保健所等関係機関に繋ぐ。家族から相談や 困りごとがあるようであれば話をお伺いする。【地域総合支援センター】

≪大学中退後≫

③ 最初は、学校へアウトリーチし、家族も含めた就労相談が可能。

その後、サポステ事務所にて継続的に面談し(通常は週に 1 回程度)、本人の気持ちを整理しながら自己理解・職業理解を深める支援。

セミナー、ボランティア、職場見学など実施。

必要に応じてアルバイト支援。【あかし若者サポートステーション】

④ A さんの状況に合わせた職業相談・職業紹介を行う。

今の雇用の状況、今後の就労にむけての心構え(生活のリズム等)、求人検索方法・求人情報提供・求人内容の説明、セミナーの案内、応募書類作成・面接の助言等、希望の就職の実現に向けた継続した就労支援を行う。就労にいたるまでの課題や相談がある場合は、内容に合った機関(明石市保健所ひきこもり相談センター等)を案内する。【ハローワーク明石】

- (I) ぷちたぷちで関わる場合
 - ・居場所を案内する。
 - ・利用者さん同士で困り感を共有したり自分だったらどうするかなどを話し合う場の提供を行う。 サポステで関わる場合
 - ・本人同意を得た上で、進路指導部に連絡をし、連携して支援したい旨を確認する。
 - ・科目選択の仕方、レポートの提出方法など個別指導が受けれないか高校と調整を図る。
 - ・サポステで、相談や就職支援セミナー、ジョブトレーニング等の参加を促し、体調面を整え、働く準備を整える。【認定 NPO 法人コムサロン21(兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ブランチ)】

≪その他≫

⑥ 多くの場合、ご本人、ご家族が抱え込まれ、孤立しているケースが見られる。孤立を防ぐために外部との繋がりを持てることを優先し、訪問活動、居場所の紹介、様々な進路のコース、生き方があること等を根気よく続ける。明石市にはひきこもり地域支援センターを窓口として豊富な社会資源がある。 【NPO 法人陽だまりの会】

Q2. 現在の A さんにどのようなかかわりができるか。

≪生活面の支援≫

- ① 同じ相談相手を決め、お互いに信頼関係を築き、時間をかけて問題解決をはかる。【民生児童委員協議会】
- ② 当会の構成団体である民生・児童委員協議会や地区社協、場合によっては自治会が関与できる可能性がある。【連合まちづくり協議会】
- ③ Q1と同様。A さんの両親は、50 歳代で、介護保険第2号被保険者に該当する、A さんの祖父母のみならず、両親に対しても同様の関わりができると考えられる。【高齢者総合支援室高年福祉係】
- ④ 発達的な課題をベースとした対人コミュニケーションや就労支援に関する相談意欲が高まれば、受診や障害者就労等の情報提供、過去の本人の課題整理、今後可能な行動目標の設定等を、本人との面談で行う。障害者就労を検討するのであれば、具体的な事業所の調整等を行う。【明石市発達支援センター】
- ⑤ リモートで開催中の「オンラインでのサロン」「若い世代の雑談室」の参加を案内する。参加のハードルはやや高いかも知れませんが、通信環境が整っていればパソコンスキルは強い味方です(近い将来のメタバースも含めて)【NPO 法人陽だまりの会】

≪就労面の支援≫

- ⑥ 障害福祉サービスの就労に関するサービスについて案内ができる。一般企業に雇用されることが困難な方に、就労に向けての訓練や、就労の機会を提供するもので、障害の状態に配慮しつつ、就労に向けて訓練を行うことできる。ただし、障害者手帳を所持しているか、自立支援医療(精神通院)を受給している、もしくは、精神障害について医師の診断を受けていること等、障害者の認定があることがサービス利用の要件となる。【障害福祉課】
- ⑦ こども食堂等地域における子ども支援活動に従事することを A さんが希望するなら、財団がその活動 と A さんとのマッチングを図り、A さんにその担い手になっていただく。【こども財団】
- ⑧ A さんの状況に合わせた職業相談・職業紹介を行う。 今の雇用の状況、今後の就労にむけての心構え(生活のリズム等)、求人検索方法・求人情報提供・求 人内容の説明、セミナーの案内、応募書類作成・面接の助言、職業訓練等、希望の就職の実現に向け た継続した就労支援を行う。一般的な就職活動を行うことへの不安や課題がみられる場合には、「若者 サポートステーション」等を案内し、連携しながら就労支援を行う。もし、なんらかの障害があり、障害も 含めた相談を希望される場合は、専門援助部門で、そうでなければ、職業相談部門で相談を行う。【ハ ローワーク明石】
- ⑨ Aさんからのヒアリングを通して、できることを一緒に探していくなかで、社会とつながる体験をしてもらう。当団体では、希望者に「播州織缶バッチ」づくりをしていただいている。現在、設置場所が確定して、設置方法を検討中。売り上げの一部をお金で返すことで、社会とつながる実感を感じてもらう。淡路島の無農薬有機野菜を販売するマルシェを企画中。参加希望を聞いて、「ありがとう」といわれる体験をしてもらう。【NPO 法人 SPO 支援センター】

≪生活面・就労面の支援≫

- ⑪ サポステ事務所にて継続的な就労相談。(オンライン相談も可。ただし自宅へのアウトリーチは不可) 今の不安や焦りなど心理的な面についても整理し、「働く準備」を整える。 「今すぐ働く」という選択肢だけでなく、職業訓練校の受講や就労移行支援など福祉との連携なども視野に入れて対応。【あかし若者サポートステーション】
- ① ハローワークやあかし若者サポートステーションなどの関係機関と連携を図りながら、就労支援を進めている。また、同ステーションと連携し、市役所と大久保市民センターで月2回、出張相談窓口を設けるなどの対応を行っている。【産業政策課】
- ② 生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業(生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどにより就労意欲が低下している方に、本課への通所や、短期の就労体験を通じて就労支援できるところまで引き上げる)による支援。【生活福祉課】 職業適正検査、心理検査などを通して自己理解を行い、能力や特性で難しい面が見られる場合は福祉的就労も検討する。【生活福祉課】
- ③ 法人内のどの部門で対応するのが良いかを見極め、A さんの状況に応じた対応を行っていく。【認定 NPO 法人コムサロン21(兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ブランチ)】

≪その他≫

- ④ 現時点で相談が入った場合は困り事を確認し、適切な相談窓口につなぐ。【こどもセンター】
- ⑤ A さんの思いを聴き取ったうえで、ご本人の同意を得て、保健所等関係機関に繋ぐ。必要に応じ、保健 所等と社協内の機関(基幹相談支援センター等)で連携する。【地域総合支援センター】

事例 2 B さん(50 代男性)



Q1.B さんの母にどのようなかかわりができるか 。

- ① 8050 問題、就職氷河期世代問題として、ひきこもりの長期化、高年齢化の代表的なケースと思われるが、B さん母の大変さが浮かぶ。事例1のケースと同じように、家族が抱え込まず、外部との繋がりを持ち、社会に応援を求めるよう話し合いを継続する。B さんが親亡き後も生きていける手段があることを(抽象的なお話ではなく具体的なお話を、また選択肢の一つとしてひきこもりつつ地域で暮らす方法について等)お伝えする。具体的には①医療、福祉、支援機関等の紹介とそれらに繋がること、②現在および近い将来の経済的基盤の話し合い(社会保障、制度、相続等)など、B さんの母が安心でき、長生きできる環境を一緒に考える。【NPO 法人陽だまりの会】
- ② ひきこもり親の会「陽だまりの会」の参加を促す。同様な経験をされている、またはしてこられた親の 方々との交流は、参考にもなり支えになると思われる。【NPO 法人兵庫 SPO 支援センター】
- ③ 生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援(お困りごとの全般的な相談)。 世帯の状況を聞き取り、問題点を整理のうえ、当課での継続的な相談支援のほか、担当窓口の紹介や 利用可能な制度を案内する。【生活福祉課】
- ④ 世帯の様々な課題について母一人で抱え込む必要はなく、支援機関が一緒に方法を考え、支援することを母へ伝えたい。B さんから母への暴力行為の有無とその危険度について確認を継続するとともに、母へは、暴力行為があった場合は B さんが適切な医療に繋がるためにも警察や支援機関への通報を行うよう助言する。また、世帯が地域との関わりが希薄な場合は、地域総合支援センターを中心に、地域とのつながりづくり、母が他者とコミュニケーションをとる機会づくりを支援する。【高齢者総合支援室高年福祉係】
- ⑤ B さんの世話、要介護状態の夫(B の父)、孫の世話等で忙しい B の母へのねぎらいを示すとともに、 相談してくださったことへの敬意を示しながら、まずは傾聴に徹する。

母だけの問題ではないことを伝え、弊所としても課題に応じた支援機関と連携しながら支援にあたることを説明しておく。

B さんのきょうだいの協力を得るように提案する。具体的には「次回相談の際には B さんきょうだいも同席していただきたい」ことを母へ依頼する。

また、B さんの父の健康不安については、地域包括支援センターやケアマネに相談するよう促す。 B さん本人からの相談が可能かどうかを確認する。

Bさんの問題行動(物にあたり散らす、大声を上げる等)への対処方法について助言するとともに、危険を感じるような行動までエスカレートをする際には、「(母の抵抗感に配慮しながら)警察を頼ること」を依頼する。【認定 NPO 法人コムサロン(兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ブランチ)】

- ⑥ 小学生と乳児の子育てについて、支援の可能性を探る。【こどもセンター】
- ⑦ 経済不安、父の介護、本人からの暴言、きょうだいの離婚後のサポート、孫の発達など、母のニーズに 沿って問題整理を行い、必要な機関につなぐ。【明石市発達支援センター】
- ⑧ Bさんのきょうだいのこども(小学生)を通した支援。
 - ・担任教諭の家庭訪問や保護者懇談等から家庭状況が確認できた場合に関係機関につなぐことは可能。
 - ·SC、SSW の派遣
 - ・専門相談員、教育相談員等への教育相談

- ・こどもセンター、相談支援課等との連携 【児童生徒支援課】
- ⑨ 経済不安、父の介護、本人からの暴言、きょうだいの離婚後のサポート、孫の発達など、母のニーズに 沿って問題整理を行い、必要な機関につなぐ。【明石市発達支援センター】
- ⑩ B さんの母親からの相談を受けることで母親の思いに寄り添う。母親の悩みを受け止め、信頼して相談ができる関係づくりをする。世帯情報を収集し、アセスメントを行い、課題を整理する。B さんの情報を保健所に提供し、共有する。【地域総合支援センター】
- ⑪ Bさんの居場所づくりにかかわっていく。【民生児童委員協議会】
- ② いろいろな相談窓口にかけあって、最善の解決方法を考える。【民生児童委員協議会】
- ③ 保護者の方が相談できる機関として(明石市保健所ひきこもり相談センター等)を案内する。 今の雇用の状況、B さんの今後の就労にむけての心構え(生活のリズム等)、ハローワークの支援についての説明を行う。【ハローワーク明石】
- ④ サポステは厚生労働省の委託事業により対象が「15-49歳まで」と決まっているため、50代の方は対象外。
 - ただ、もしお電話などで問い合わせがあった場合には、B さん母のお話を聞き問題点を整理したうえで、地域包括支援センター、保健所、生活福祉課、男女共同参画センターなど問題に応じた関係機関を紹介する。【一般社団法人ひょうご若者自立支援センター(あかし若者サポートステーション)】
- ⑤ 令和 4 年度から現在仕事をしていない就職氷河期世代の方とご家族を対象に、就職を実現させるためのセミナーや相談会を実施する事業を開始したが、今回の事例は 50 代で対象外が考えられる。 【産業政策課】
- ⑥ B さんは現状において障害の認定を受けている状況ではないが、今後医師の診断を受ける等で、障害福祉サービスを受けることができるようになれば、B さんの生活に関する支援(家事や買い物)や就労に関する支援が受けられることについて、母へ案内できる。経済面の問題や B さんのきょうだいの子どもに対する支援、要介護状態の父については当課での対応はできないが、庁内の相談可能な担当課を案内したり、必要に応じて連携することができることを伝え、母に相談できることの安心感を持っていただくよう努める。【障害福祉課】

Q2. この家族にどのようなかかわりができるか。

《Bさんへの支援》

- ① Bさんが、生活面、精神面で安定し、就労の希望がでてきたところで、Bさんの状況に合わせて就職の支援を行う。今の雇用の状況、今後の就労にむけての心構え(生活のリズム等)、求人検索方法・求人情報提供・求人内容の説明、セミナーの案内、応募書類作成・面接の助言、職業訓練等、希望の就職の実現に向けた継続した就労支援を行う。もし、なんらかの障害があり、障害も含めた相談を希望される場合は、専門援助部門で、そうでなければ、職業相談部門で相談を行う。【ハローワーク明石】
- ② 前述のとおり、年齢的に対象外であるため相談支援はできないが、サポステ登録者以外でも参加して もらえる外部向けセミナー(就活セミナー、家族向けセミナー等)を案内する。
 - ※このケースが 49 歳以下だった場合
 - 事例1と基本的には同じく、サポステ事務所での面談、セミナー、職場体験などを通じて就労支援。 事例1に加えて、生活困窮の問題もあるため、本人の希望があれば生活福祉課など関係部門と連携する。【あかし若者サポートステーション】
- ③ ハローワーク明石、明石商工会議所の関係機関と連携を図りながら、就職面接会(相談会)などの就 労支援を行っております。また、今後は就職氷河期世代の就労支援の対象者が広がることも考えられ る。その場合は、現在仕事をしていない方とご家族を対象に就職を実現させるための支援が実施でき る。【産業政策課】
- ④ Bさんに対する就労支援。
 - 本市に設置しているハローワーク窓口を利用した求人案内の実施。生活困窮者支援窓口と隣接しているため、相談者の家庭状況、家計事情などを踏まえた支援ニーズに沿った細かな支援が可能である。 【生活福祉課】
- ⑤ まず民生委員として B さんの家庭の状況を確認しながら、各種団体、相談窓口を確認する。【民生児 童委員協議会】
- ⑥ Bさんからヒアリングして、Bさんを理解して受け入れてもらえるボランティア活動又はショートワークを探す。当団体が運営する居場所に来ていただくことが前提となるが、これまでのネットワークを通じて、受け入れ先を探していく。Bさんの「できること」「やりたいこと」をヒアリングして、事業として成り立つ起業を支援していく。当団体は、過去、100 団体を超える起業支援をしてきており、そのノウハウを活用して起業を考えていく。【NPO 法人兵庫 SPO 支援センター】
- ⑦ B さんに対し、Q1に記載の障害福祉サービスで、家事や就労に関するサポートが受けられることや、 医療助成の制度等について情報提供を行うことができる。【障害福祉課】
- ⑧ 他機関の支援者の方から、本人に発達障害の可能性を感じるがどのように関わればいいか、といった 相談があれば、情報整理をした上でアセスメントをし、介入方法をともに考える。状況によっては、本 人との話に同席するなどを検討する。【明石市発達支援センター】
- ⑨ Bさんのことについては保健所等に繋ぐ。【地域総合支援センター】
- ⑩ 対面での相談につながった場合、Bさん自身の困り事に焦点を当て、その解決を優先とした支援策を 共に検討していく。支援者との一対一での信頼関係が構築でき、次のステップが望める場合には、居 場所等の小集団での活動を紹介していくこと。

【認定 NPO 法人コムサロン(兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ブランチ)】

≪Bさんの両親への支援≫

- ① 事例1と同じように、リモートで開催中の「オンラインでのサロン」「家族の雑談室」を紹介する。(お母さんの単独での参加のハードルが高い場合にはBさんのきょうだいとご一緒にとか)。それにより、「自分たちだけではなかった」「たくさんの方がおられる」「情報・ヒント探し」「仲間つくり・出会い」など家族会の良いところをご一緒に体感して頂く。(ただし、家族会についてはリアルでの開催がベストと考えます)【NPO 法人陽だまりの会】
- ② 事例 1 と同様、当会の構成団体である民生・児童委員協議会や地区社協、場合によっては自治会が関与できる可能性がある。【明石市連合まちづくり協議会】
- ③ 母親の悩みを聴くことで悩みの軽減を図る。相談機関に繋がっているという安心感を持ってもらう。当会以外で相談できる機関を増やす。【地域総合支援センター】
- ④ 父親の思いや不安に寄り添い、健康面での不安については、適切な治療が受けられるよう医療機関に繋ぐ。介護面については CM がついているようであれば連携し、いないようであれば CM に繋ぐ。 金銭問題については世帯情報を収集し、世帯全体として捉えるのか(生活保護等)、親世代、子世代で考えられるのか関係機関や家族で考えていく。【地域総合支援センター】

【地域総合支援センター】

- ⑤ 高齢者支援を担当する当係は、まず父母の心身の安全の確保を中心に関わりを持ちたい。要介護状態の父に適切なケアが行き届いておらず、リスクが高い場合は、父の介護保険施設等への入所支援等を検討する。父への適切な支援により、母の心配や負担を軽減する。【高齢者総合支援室高年福祉係】
- ⑥ 母に対し、B さん本人への支援同様、Q1に記載の障害福祉サービスで、家事や就労に関するサポートが受けられることや、医療助成の制度等について情報提供を行うことができる。また、要介護状態の父や、B さんのきょうだいの子供に関する支援等、経済的問題に関することについて、相談可能な窓口をご案内することができる。【障害福祉課】
- ⑦ Bさんの父母に対して:
 - ・Bさんの母に、B さん父に関与している地域包括支援センター等との連携の必要性を説明した上で、 連携を図る。父の状態、サービス利用状況について確認する。
 - ・ケアマネ等に、B さん母の感じている健康不安に対して、父のサービス利用の調整等で軽減できるものがあるかについて相談を行う。(母の不安軽減のため)
 - ・また、Bさん及び母の状況について伝え、連携・協働についての依頼を行う。

Bさんの母に対して:

- ・保健所も相談先の一つであることを説明し、連携についても説明を行う。(緊急時、入院対応になる 状況も想定)
- ・経済状況について母に確認を行う。困窮状態であると判断される場合、母に説明を行った上で、生活困窮等の支援を受けることを提案し、つなぐ。
- ・継続相談の中で、B さん自身も傷ついた体験を抱えている可能性があることを伝え、B さんの現状についての理解を深めていただく。
- ・そのうえで、父母のBさんへの関わり方について助言を行っていく。(Bさんの母ができるものを見定めていく)

・Bさんの背景にあるものをアセスメントした上で、Bさん自身の来所相談につながるような声かけを、 母を通じて行う。アウトリーチも状況に応じて検討すること。

【認定 NPO 法人コムサロン(兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ブランチ)】

≪B さんのきょうだい・甥・姪への支援≫

- ⑧ B さんのきょうだいの子に発達上の課題がある場合は、B さんのきょうだいからの相談受付が可能である。【明石市発達支援センター】
- ⑤ Bさんのきょうだいのこども(小学生)を通した支援【児童生徒支援課】
 - ·SC、SSW の派遣
 - ・専門相談員、教育相談員等への教育相談
 - ・子どもセンター、相談支援課等との連携
- ② 小学生、乳児に関しての養育環境のアセスメント。小学生、乳児に保護者に対して、子育て支援サービスの導入検討。【こどもセンター】
- ② B さんのきょうだいの困りごとを聴き取り、関係づくりを行い、娘の困りごとに対応できる関係機関等に繋ぐ。【地域総合支援センター】
- ② B さんの母からの依頼、もしくは直接 B さんのきょうだいへ連絡を取る形で、B さんきょうだいにも来 所相談にお越しいただくよう依頼する。

B さんのきょうだいの、B さん含む家族についての問題意識や認識について確認するとともに、この問題への協力の可否について確認する。協力を得られる場合には、Bさんへのかかわり方等について助言を行う。またBさん自身の来所相談につながるような声かけをきょうだいを通じて行う。アウトリーチも状況に応じて検討すること。

協力が得られない場合は、B さんのきょうだいとその子どもが安全に生活できる方法(独立)、そのための支援先について情報提供を行い、可能であればつなぐ。

【認定 NPO 法人コムサロン(兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ブランチ)】